

桂川町告示第99号

令和4年第3回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年6月2日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和4年6月14日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○6月21日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第3回（定例）桂 川 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和4年6月14日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和4年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第7 承認第3号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 承認第5号 令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）
- 日程第10 承認第6号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第11 承認第7号 令和3年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第12 承認第8号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第13 承認第9号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第14 承認第10号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第15 承認第11号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
- 日程第16 議案第24号 財産の処分
- 日程第17 議案第25号 動産（電子黒板）の買い入れ
- 日程第18 議案第26号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第27号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第28号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 報告第1号 令和3年度桂川町継続費繰越計算書

日程第22 報告第2号 令和3年度桂川町繰越明許費繰越計算書

本日の会議に付した事件

日程第1 署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 総務経済建設委員長報告

(1) 道路管理について

日程第4 文教厚生委員長報告

(1) 教育環境整備について

日程第5 議会広報委員長報告

(1) 議会広報の編集及び発行について

日程第6 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任

日程第7 承認第3号 桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定

日程第8 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

日程第9 承認第5号 令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）

日程第10 承認第6号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）

日程第11 承認第7号 令和3年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）

日程第12 承認第8号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

日程第13 承認第9号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

日程第14 承認第10号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）

日程第15 承認第11号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）

日程第16 議案第24号 財産の処分

日程第17 議案第25号 動産（電子黒板）の買い入れ

日程第18 議案第26号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第19 議案第27号 令和4年度桂川町一般会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第28号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第21 報告第1号 令和3年度桂川町継続費繰越計算書

日程第22 報告第2号 令和3年度桂川町繰越明許費繰越計算書

出席議員（10名）

1 番	原中 政廣君	2 番	林 英明君
3 番	柴田 正彦君	4 番	杉村 明彦君
5 番	大塚 和佳君	6 番	吉川紀代子君
7 番	北原 裕丈君	8 番	下川 康弘君
9 番	竹本 慶吉君	10 番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	永松 俊英君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	小金丸卓哉君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	山本 博君
学校教育課長	平井登志子君	社会教育課長	原田 紀昭君
王塚装飾古墳館長	尾園 晃君	社会教育課長補佐	吉貝 英貴君

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席は10名です。定足数に達していますので、令和4年第3回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川紀代子君、7番、北

原裕丈君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月22日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

本町の新型コロナウイルス感染者数については、今年の2月頃から急増し、3月、4月、5月と高止まりの状況にあり、住民の皆様には、感染防止対策の徹底とワクチン接種についてお願いをしているところです。4回目のワクチン接種については、60歳以上の方や基礎疾患をもっておられる方を対象に来月から順次実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。一日も早い終息を願うばかりでございます。

また、ロシアのウクライナ侵攻は、厳しい戦いを繰り返しながら長期化することが予想されているようです。こうした世界の緊迫した情勢を踏まえ、物価の高騰や品不足など、私たちの日常生活に大きな影響が出ています。一日も早く戦いが停止し、平和的で安定した情勢になりますことを心から願う次第であります。

さて、本日は、令和4年第3回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にも変わらせず、御出席をいただき心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、これから本格的な梅雨の季節を迎え、集中豪雨や台風等の自然災害が発生しやすくなります。気象庁は、近年の災害発生状況に鑑み、本年6月1日から線状降水帯予測を発表することにしました。線状降水帯の怖さは、平成29年の九州北部豪雨、朝倉市、東峰村や令和2年の熊本豪雨、人吉市、球磨村をはじめ、毎年のように発生する大水害からして、身に染みて感じているところであります。

災害等の発生がないことを念願するとともに、本町における防災・減災の対策について、気を引き締めて取り組んでいく必要があると考えています。

次に、令和3年度のふるさと応援寄附金は、件数で5,872件、金額では6,200万

8,000円となりました。令和2年度と比べますと件数、金額ともに低調であったと言えますが、その要因については様々な課題があります。ふるさと応援寄附金は、町の自主財源の直接的確保や地域経済の活性化に資する効果もありますので、事業のPRや新たな返礼品の開発、充実、専門業者の活用によるブラッシュアップに努め、成果を上げてまいりたいと考えています。

次に、dボタン広報紙については、5月16日月曜日から運用を開始しました。このdボタン広報紙は、九州朝日放送のテレビ画面を利用して、町の情報を発信するもので、テレビリモコンの簡単な操作で見ることができます。新型コロナウイルスの対策や災害発生時の避難情報、町の行事やイベントの紹介など、従来の町の情報発信ツールである広報けいせんやホームページ、防災行政無線、電光掲示板などに加えて、町民の皆様に必要な情報を早くお届けできるよう内容の充実を図ってまいります。

次に、県事業で取組を進めています県道豆田稲築線、九郎丸工区、つまり、桂川町役場から国道200号線までの道路改良につきましては、本年度より道路用地として必要な土地の買収協議が進められると報告を受けています。特に、建物の移転等が必要な関係者の皆様には、長期間、日常生活に大きな影響を及ぼすことも考えられるため、本町としましても、県並びに関係者との協議調整を緊密に行い、早期の完成を目指して取り組んでいるところです。

次に、二反田団地B棟建築工事については、浄化槽の設置が完了し、5月末の進捗率は21%となっています。現状では、2階の壁面や柱のコンクリート打設及び3階の床面の工事が完了しており、10月中旬には最上階6階までの躯体工事が完了する予定です。

また、B棟建設に伴い住居移転の対象となる二反田団地、土師団地、椿団地の町営住宅に入居されている皆様には、時期を調整した上で説明会を開催し、入居希望の有無や移転に係る手続、部屋の位置決定等、具体的な内容について説明してまいります。

次に、3月議会の施政方針で示しましたように、本町の国民健康保険税の在り方について、5月17日に開催された桂川町国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問いたしました。諮問の内容は、資産割を廃止し均等割、平等割、所得割の3方式に変更することについてと各方式における税率、税額等についてです。スピーディな協議が求められますので、口頭ではありますが、本年8月末を目途に答申をいただきたい旨、お伝えしたところです。

次に、国民健康保険の特定健診のうち医療機関における個別健診については、6月1日から12月末までの期間、桂川町、飯塚市、嘉麻市の特定健診参加医療機関にて実施いたします。また、集団健診については、8月から来年の2月までの間に4回、総合福祉センターにて実施する計画です。

先月、受診券を送付しましたので、健康チェックのために積極的に受診していただきたいと願っています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設新工場建設につきましては、去る４月２３日に地元九郎丸区の新役員さんを対象に、また、５月２２日には九郎丸区の皆様を対象に説明会を開催し、これまでの経過等について御説明してきたところです。

今後とも、地元の意見を尊重しながら事業の進展に努めるとともに、町としての研究、研さんが必要になってくるものと考えています。

次に、国のコロナ対策事業として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を１世帯当たり１０万円、また、子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外として児童１人当たり５万円を給付することになっています。これは、コロナの影響が長期化する中で、様々な困難に直面した人に対し、生活、暮らしの支援を行う観点から給付されるもので、本町では、給付金が早く該当者のお手元に届くように６月１日付で関係予算を専決処分し、事務処理を進めているところです。

次に、健康ポイント事業として「けいせんけんこうＫポイント」の参加登録の申込みを、６月１日から開始しています。町民の皆さまの健康維持、増進を進めていくための事業として、積極的に展開してまいりますので、ぜひ御参加いただきますようお願いいたします。

次に、プレミアム付き商品券の発行は、桂川町商工会と協力して、原油価格などの高騰により様々なものが値上げ傾向にある中、地域消費者の購買意識の喚起及び地元商工業者支援のために実施しているところです。

プレミアム率は３０％で、商工会を窓口に１万３，０００冊を準備して応募を受け付けましたところ、１万６，８６７冊の申込みがあったと報告を受けています。

次に、桂川駅の観光案内所については、今月２０日から開設する計画です。また、施設の愛称を募集しましたところ、多数の御応募をいただき、検討した結果「k e i s e nまちプラザ」に決定しました。

この施設は、駅利用者の待ち合いとくつろぎの場所として、あるいは、町内の施設案内や住民の皆様の作品等の展示、作物や商品の販売など、多様な利活用ができるように柔軟に対応していくとともに、まちの魅力を発信していきたいと考えています。

次に、本年４月に民営化された私立吉隈保育園については、移管先である社会福祉法人明見会の業務等の引継ぎも無事終え、良好な保育事業が実施されています。

社会福祉法人明見会の意向として、吉隈保育園を新築移転したいとの申出があり、新園舎建設用地について検討された結果、本町の公有地である土師字コノマ１１１７番地２３他１筆を適地として選択され払下げ申請がありました。本町としましても民営化を推進してこともあり、申出に応えるべく対応してきたところです。多様化する子育てニーズへの対応、保育施設環境の改善、待機児童問題等の解決のためにも新築移転は必要な措置であると判断しています。

よって、本件に関する仮契約がまとまりましたので、財産の処分について議案を上程しています。よろしくお願いいたします。

次に、学校におけるＩＣＴ環境の整備については、町内小中学校に配置する電子黒板３８台分の関係予算成立後、５月１７日に指名競争入札を行い、５月２０日に契約予定業者と仮契約を締結しましたので、本議会に物品の購入契約の締結について議案を上程しています。

納期は、不安定な社会情勢を考慮し９月３０日までとしています。できるだけ早く納入できるように努めＩＣＴ教育の推進を図っていきたいと考えています。

次に、予算につきましては、専決処分による令和３年度補正予算の承認６件と、専決処分による令和４年度補正予算の承認が１件、令和４年度の補正予算２件を提案しています。

まず、令和４年３月３１日に専決処分しました承認第５号から承認第１０号までの補正予算につきましては、各会計の決算を見込んだ予算の整理が主なものでございます。

このうち、承認第５号令和３年度一般会計補正予算(専決第６号)は、補正額１億５,２１６万３,０００円を追加し、予算の総額を６９億６,７９１万４,０００円と定めたものです。予算整理を行った結果、本補正において歳入が歳出を上回りましたので、歳入余剰分については、基金への積立てにより調整しています。

具体的には、減債基金に２億円、教育・保育施設整備基金に１億円、公共事業整備基金に５６０万３,０００円を積み立てる予算計上を行っています。

また、承認第８号令和３年度国民健康保険特別会計補正予算(専決第１号)においても同様に、国民健康保険給付費等支払準備基金に７００万円を積み立てる予算を計上しています。

このことにより、主な基金の令和３年度末現在高は、財政調整基金が７億４,０００万円、減債基金が４億５,７００万円、公共事業整備基金が３億３,７００万円、教育・保育施設整備基金が２億２,４００万円、国民健康保険給付費等支払準備基金が１億４,３００万円となるものでございます。

次に、承認第１１号令和４年度一般会計補正予算(専決第１号)は、補正額６,１２２万９,０００円を追加し、予算の総額を６４億４,４７４万８,０００円と定めたものでございます。

令和４年５月３１日に成立しました国の令和４年度補正予算に係る新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業の関連予算で、早期の支給事務を進めているところです。

次に、議案第２７号令和４年度一般会計補正予算(第２号)は補正額７,２４７万８,０００円を追加し、予算の総額を６５億１,７２２万６,０００円に定めようとするものでございます。補正の主な内容は、歳入予算では、１５款国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費国庫補助金を追加計上しています。

次に、16款県支出金では、学習指導員等配置事業費県補助金や、県教育委員会からの指定を受けて実施する児童生徒の情報活用能力向上事業費県委託金を追加計上しています。

次に、17款財産収入では、議案第24号の関連予算である町有地公売収入を、22款町債では、庁舎LED照明改修工事に係る高効率照明機器整備事業債を追加計上しています。

一方、歳出予算では、2款総務費において町有地公売収入を教育・保育施設整備基金に積み立てる予算を追加計上するとともに、令和4年度当初予算に計上していた庁舎LED照明改修工事については、起債対象事業の取扱い変更に伴い追加計上しています。

10款教育費では、県の研究協力校として実施する情報活用能力向上事業費や国庫補助金を財源とする新型コロナウイルス感染症対策費、桂川中学校の3年生の修学旅行実施に伴う要保護・準要保護生徒に対する教育扶助費等を追加計上しています。

以上が令和4年度一般会計補正予算(第2号)の主な内容でございます。

なお、去る5月31日に出納整理期間を終え、令和3年度一般会計の繰越額として3億8,585万8,000円を見込んでいます。このうち、令和4年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた3億8,105万6,000円が純繰越金額になります。繰越金については令和4年度の当初予算において6,000万円を計上していましたので、その差額3億2,105万6,000円については、次の補正予算に追加計上いたします。

また、国が取り組んでいます、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）に関する予算につきましては、改めて専決予算で対応したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

本日御提案します議案は、桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件が1件、専決処分の承認が9件、財産の処分が1件、動産の買入れが1件、条例の改正に関するものが1件、令和4年度補正予算が2件、報告2件の計17件でございます。

人事案件につきましては、私から。その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総

務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで、延べ4回の委員会を開催いたしました。

中の坪橋から県営住宅泉ヶ丘団地までの土居笹尾線は、歩道拡幅工事が進められております。また、土師ファミリーマート前から二反田団地抜ける新町狩野線についても、この整備に係る拡幅工事が進められております。そのほか、本年度においては17か所の道路修繕工事が予定され、舗装改修を中心とした道路の維持管理対策は計画されております。

また各行政区長からの要望箇所についても、新たに提出されており緊急性、安全性等を検討しながら、優先すべき改修箇所の指摘を行っていく予定であります。

したがいまして、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

3月定例会後、4回の委員会を開きました。

4月26日に飯塚市旧潁田町にある児童発達療育センターテコテコに行き、施設を見学し意見交換をしてきました。この施設は桂川町・飯塚市・嘉麻市の委託事業所で、発達障がい児等の相談支援事業を含むこども発達療育センターとなっています。最近は仕事量が増えてきていると言われていました。

人材確保のために2市1町の財政的な支援が必要と思われます。5月26日には屋上や外壁の

改装が終了した桂川小学校を視察しました。屋上の草はすっかりなくなっていました。校長先生は雨漏りもなくなり子供達が快適な環境で生活できていると言われていました。

今後とも教育環境整備のために学校、幼稚園、保育所などの視察が必要です。

つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いし、委員会報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

したがって、教育環境整備については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第 5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年5月2日に第37号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き桂川議会だより第38号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意 1 件、承認 9 件、議案 5 件、報告 2 件であります。このうち、同意第 3 号及び承認第 4 号から第 11 号までは、本日即決していただき、承認第 3 号及び議案第 24 号から第 28 号までは、本日質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。6 月 15 日、16 日、20 日の 3 日間で審議をしていただき、6 月 22 日の本会議で採決を行います。それでは、日程に従い、順次上程をいたします。

日程第 6. 同意第 3 号

○議長（原中 政廣君） 同意第 3 号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第 3 号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員の武本正満氏は、本年 4 月 21 日をもって任期満了を迎えられましたので、その後任として、住所は、桂川町大字土居 761 番地、昭和 29 年 3 月 14 日生まれの川波和富氏を選任することについて地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

川波氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

川波氏は、昭和 47 年 3 月に福岡県立嘉穂高等学校を卒業され、昭和 51 年 4 月に桂川町役場職員として就職されました。そして平成 22 年 4 月には健康福祉課課長補佐、平成 23 年 4 月には健康福祉課課長に就任され、平成 26 年 3 月に退職されています。その後、平成 30 年 4 月から土居一区長を 2 期にわたり務めていただきました。68 歳で心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員としてその職務を全うしていただけるものと確信しています。御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（６番 吉川紀代子君） すいません。今気がついたんですけど、ここの略歴のところ、高等学校を４７年の３月に卒業なさって、５１年の４月に桂川町の職員として採用されたと書いてあります。その間の３年間は何かをしておられたんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） これはもうプライバシーに関することですから、この場の回答は控えたと思います。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、同意第３号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第３号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第７．承認第３号

○議長（原中 政廣君） 承認第３号桂川町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 承認第３号について御説明申し上げます。議案書５ページをお願いいたします。

本承認は、桂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和４年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、桂川町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年３月３１日付で専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容については、６ページから１２ページまで、新旧対照表を１３ページから２９ページに記載しております。

議案書の６ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明申し上げます。

1 点目は、固定資産税に関わる登記所から市町村への通知の拡大でございます。民法等の一部改正により登記簿に登記される事項が新たに追加されることになりました。要因として相続登記、住所変更登記等の未了により所有者が判明しない、連絡がつかない土地等の対策として登記名義人の死亡の符号、外国居住者の国内の連絡先、会社法人番号、DV被害者等の住所に変わる事項等が登記簿に登記されるようになり、それに伴う閲覧交付の手数料は変わらないものとするものでございます。

次に断熱改修を行った既存住宅に関わる固定資産税の減額措置の拡充でございます。現在、既存住宅において、断熱改修工事費が50万円を超える工事を行った場合、翌年度の固定資産税額が3分の1に減額されています。今回の改正により断熱改修工事費が60万円を超えるもの、またはこれまでの断熱改修工事内容に加え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、もしくは、太陽熱利用システムの設置工事に関わる費用と合わせて60万円を超える工事に拡充されるものです。

次に、住宅ローン控除の見直しに関わる個人住民税の控除についてでございます。

現行制度において、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置を講じるということになっておりますが、今回の改正は所得税における住宅ローン控除の特例措置の見直しに合わせて、個人住民税の住宅借入金特別控除の適用期限を令和20年度まで延長するものです。

以上が主な改正の内容でございます。その他関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

10ページをお願いします。附則としまして、施工期日でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。ただし改正規定の内容によりまして、別に期日を定めております。

以上、簡略の説明でございますが、報告終わります。御審議の上承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第8. 承認第4号

○議長（原中 政廣君） 承認第4号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専

決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 承認第４号について御説明申し上げます。議案書３０ページをお願いいたします。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の理由といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被保険者に対する軽減措置として国民健康保険税の減免について令和４年度においても引き続き措置することに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年３月３１日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

改正内容については、３１ページ、新旧対照表を３２ページから３３ページに記載しております。

議案書の３１ページをお願いいたします。改正内容について御説明申し上げます。

１点目は、国民健康保険税の課税限度額の改定でございます。今回の改正においては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を現行６３万円から６５万円に、後期高齢者支援金等課税額を１９万円から２０万円に改正するものでございます。

次に、昨年度も実施しました新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対する減免措置を、今年度においても引き続き措置することに伴い、令和５年３月３１日まで延長するものです。

附則といたしまして、この条例は令和４年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第9. 承認第5号

○議長（原中 政廣君） 承認第5号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書34ページ、承認第5号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①、令和3年度一般会計3月専決予算書第6号にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,216万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,791万4,000円に定めたものでございます。なお、本補正の主な内容は、決算見込みによる予算調整でございます。

7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業8,773万3,000円と2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業451万3,000円につきまして、国の制度にのっとり繰越明許費に追加するものでございます。

次に、8ページ、第3表地方債補正では、公共事業等債ほか3事業につきまして、起債予定額にて限度額の整理を行っております。

12ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

1款1項町民税1,626万4,000円の追加、13ページ、2項固定資産税474万6,000円の追加、14ページ、3項軽自動車税14万1,000円の追加は、決算見込みによ

るものでございます。

次に、15ページ、4項町たばこ税2,287万5,000円の追加、16ページ、2款1項自動車重量譲与税151万2,000円の追加、17ページ、2項地方揮発油譲与税29万円9,000円の追加、18ページ、3項森林環境譲与税1万9,000円の減、19ページ、3款利子割交付金162万5,000円の減、20ページ、4款配当割交付金223万6,000円の追加、21ページ、5款株式等譲渡所得割交付金284万6,000円の追加、22ページ、6款法人事業税交付金555万6,000円の追加、23ページ、7款地方消費税交付金1,554万2,000円の追加、24ページ、8款ゴルフ場利用税交付金90万5,000円の追加、25ページ、9款環境性能割交付金30万5,000円の追加は、全て決定によるものでございます。

次に、26ページ、10款地方特例交付金765万円の追加は、中小企業等に対する固定資産税の課税標準の特例措置に係る新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を決定額にて追加計上しております。

次に、27ページ、11款地方交付税は、1億3,944万5,000円の追加、うち普通交付税につきましては、財源調整、特別交付税につきましては、決定により追加計上しております。

次に、28ページ、14款1項使用料745万7,000円の減、29ページ、2項手数料46万6,000円の減につきましては、各種施設使用料、事務手数料の決算見込みによるものでございます。

次に、30ページ、15款1項国庫負担金885万1,000円の減、31ページ、2項国庫補助金5,659万1,000円の追加、33ページ、16款1項県負担金505万6,000円の減、34ページ、2項県補助金1,861万8,000円の減、36ページ、3項県委託金74万1,000円の減につきましては、各種負担金、補助金等の決定及び決定見込みによるものでございます。

次に、37ページ、17款2項財産売払収入176万9,000円の追加は、町有地売払収入の決定によるものでございます。

次に、38ページ、18款1項寄附金3,797万円の減は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みによるものでございます。

次に、39ページ、19款2項特別会計繰入金560万3,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものでございます。

次に、40ページ、21款1項延滞金、加算金及び過料152万の追加は町税延滞金の決算見込みによるもの。41ページ、4項雑入263万9,000円の減は、説明欄に記載の各収入の決定及び決定見込みによるものでございます。

次の４２ページ、２２款１項町債５，０２０万円の減は、各事業債を起債予定額にて整理したものでございます。

続きまして、４３ページから歳出でございます。１款１項議会費１２１万６，０００円の減は、特別旅費、常任委員会調査研修旅費の皆減でございます。

次に、４４ページ、２款１項総務管理費２億７，００８万７，０００円追加の主なものは、３目財政管理費におきまして、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、教育保育施設整備基金積立金を１億円、減債基金積立金を２億円追加計上しております。また、公共事業整備基金積立金５６０万３，０００円の追加計上につきましては、歳入で申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を全額積み立てるものでございます。４６ページ、２項徴税費９３万円の減、４８ページ、４項選挙費１１３万５，０００円の減、４９ページ、６項監査委員費２１万５，０００円の減は、決定及び決算見込みによるものでございます。

次に、５０ページ、３款１項社会福祉費４，２８１万４，０００円減の主なものは、４目重度障がい者医療費及び５目子供医療費の医療補助費の決算見込みによる減額計上や８目介護保険事業費の福岡県介護保険広域連合負担金の決定による減額計上でございます。５１ページ、２項児童福祉費８１９万円の減は、児童手当の決定によるもの。５２ページ、４項同和対策費３２万３，０００円の減は決算見込みによるものでございます。

次に、５３ページ、４款１項保健衛生費２００万円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の決算見込みによるもの。５４ページ、２項清掃費８１万３，０００円の減は、福岡県央環境広域施設組合負担金の決定によるものでございます。

次に、５５ページ、５款２項労働諸費２３９万２，０００円の減は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金の皆減でございます。

次に、５６ページ、６款１項農業費６１８万３，０００円の減は、主に６目農地費の水利施設等改修に係る測量調査等委託料などの決算見込みによるもの。５７ページ、２項林業費１２万６，０００円の追加は、主に森林環境整備基金積立金の追加計上によるものでございます。

次に、５８ページ、７款１項商工費１６８万円の減は、商工祭助成金の皆減などによるものでございます。

次に、５９ページ、８款１項土木管理費２５１万８，０００円の減は、木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金の皆減などによるもの。６０ページ、２項道路橋梁費７９０万３，０００円の減は、道路台帳作成業務委託料の決定によるもの及び３目道路橋梁新設改良費の決算見込みによるもの。６１ページ、３項都市計画費１，０３３万８，０００円の減は、主に２目街路事業の道路後退用地取得に係る測量委託料などの皆減や、５目都市再生事業費の桂川駅周辺整備工事の決定によるもの。６２ページ、４項住宅費２１８万４，０００円の減は、主に町営住宅長寿命化計画

策定業務委託料の決定によるものでございます。

次に、64ページ、10款2項桂川小学校費431万4,000円の減、65ページ、3項桂川東小学校費13万9,000円の減、66ページ、4項桂川中学校費823万6,000円の減は、少人数指導教育職員人件費などの教育振興費の決算見込みによるもの。68ページ、7項社会教育費919万4,000円の減は4目文化財保護費の町内遺跡発掘調査事業に係る短時間勤務会計年度任用職員報酬などの皆減のほか、各社会教育事業費の決算見込みによるものでございます。

次に、72ページ、11款2項農林水産業施設災害復旧費500万円の減、73ページ、3項公共土木施設災害復旧費33万3,000円の減は、工事請負費の決算見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 共産党の吉川でございます。4点ほど質問いたします。1個ずついきます。

39ページ、よろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 繰入金ということで、560万3,000円という金額をこの住宅新築資金に繰り入れるわけですね。この金額が多いように思いますけれど、一般会計から住宅新築資金に入れるんですね。住宅資金からこっちに入れる、そしたらいいです。これ、回収金額が、多いように思うんですけれど、どうやって回収をされたのか。

次にいいですか、一つ一つ……。

○議長（原中 政廣君） はい、全部いいですよ。4つでしょ、4項目どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 次に、52ページ、民生費3款4項2目10節食糧費っていうのが、9万2,000円ですか、減になっている、食糧費ってこれ何でしょうか。

次に、59ページ、8款の1項1目でブロックの撤去補助金が101万8,000円上がっています。このことで、これは、私の心配なんですけれど、御存じのように、数日前、もっと前になりますかね、山田の方であのベトナムからいらっしゃった方が、あの公共工事で途中で亡くなりましたよね。だからそういうことで、このなんか補助金が減ったりしているけれど、この働いている人たちの安全とか、そういう面で大丈夫なんかなとそういうことをちょっと心配しているもので、桂川町としてそういう事故がないようにしていただきたい。偶然じゃない、やはり未然

にそういう事故のないようにするためには、やはりきちっとしたガードといいますか、そういうものを整備していかなければいけないと思いますので、私の心配で、これと直接じゃないかもしれませんが、ちょっとあの聞きたいと思います。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（６番 吉川紀代子君） あと一つ。７２ページ、１１款１目で工事請負費が現年発生農地等災害復旧工事っていうのが５００万減額で上がっていますが、減らしても災害復旧工事ってありますが、減らして大丈夫なんかなと、そういう心配からですね、これを大丈夫ですかという事で質問します。

以上です。

○議長（原中 政廣君） それでは、順次担当課長。秦課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議員御質問の３９ページ。住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の５６０万３,０００円、これについて説明させていただきます。

これにつきましては、次の予算書にて説明するんですけども、これは、特別会計であります桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計から、令和３年度より繰出金が５６０万３,０００円ございます。その分を一般会計に組み入れるものでございます。ちょっと金額が大きいということなんですけども、これにつきましては、住宅新築資金等貸付助成事業県補助金というのがございまして、これにつきましては、住宅新築貸付金と貸付事業を実施した市町村、桂川町もそうなんですけども、その資金の償還推進に要する経費の一部を助成するというものがございまして、この分が今回、ちょっと大きく金額が膨らんだ要因ということでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 次に。３９ページから……。民生関係はどなたかな。原田課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

議員御質問の５２ページの１０節需用費食糧費でございますけども、これにつきましては小・中学校生の合宿、研修会時の食糧費でございます。これにつきましては、令和３年度、中止しておりますのでそれに伴う減額でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 次、５９ページ、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） ５９ページの２５１万８,０００円の減額についてでございます。

ブロック塀撤去費補助金、全体で２０８万ございました分を１０１万８,０００円減額するもので、令和３年度の件数としては７件のブロック塀撤去補助金を交付しておるところです。

桂川町ブロック塀等撤去補助金につきましては、１.２ｍ以上の高さの空洞ブロック、生け垣

の危険なところを事前に撤去することによって、通学等の子供さん等の安全対策を図るということで、この残額を専決処分で約１０１万８，０００円落としたという内容でございます。

次に、７２ページでございます。７２ページにつきましては、５００万円を農林災害復旧事業費の工事費から減額しております。全体的には１，６５０万の予算がございました。それで、現場等の合法のいろんな検討を行った結果５００万円が、残額が残ったということで最終的にこれを減額しております。工事の安全性については、無理をしたとそういった状況ではございません。以上です。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（３番 柴田 正彦君） ２点あります。１点目、６１ページ、３項５目１４節工事請負費が５８０万５，０００円減に出ています。桂川駅周辺整備工事。桂川駅周辺整備は、もう終わっていると思っていたけど、これだけ減ということです。５００万、６００万近い減ということは、大きな工事があったのかなと思いますがどんな工事があったのか、そしてまた、何で減になったのかも教えてください。それから７１ページ、保健体育費でその他のところで、３目、４目、マイナスになっています。そして一般財源から入れるように組替えが行われています。なぜかと思ったんですが、どうも２８ページに答えがあったようで、２８ページ、総合体育館使用料、グラウンドゴルフ場使用料が、かなりダウンしています。合わせて収入が、ここは大体４割減ぐらいになっているんですけど、この４割減の要因がコロナなのかどうか、そこをお聞かせください。

以上です。

○議長（原中 政廣君） それでは、原中課長からお願い。

○建設事業課長（原中 康君） ６１ページ、８款３項５目１４節工事請負費５８０万５，０００円の減額につきましては、昨年度９月議会で最終的な撤去工事費等が減額になって、工事作業等も軽減できて５８０万６，０００円を協定額を引き下げたという内容ございました。これに伴い最終的に年度が終わる３月３１日時点で、ちょっと端数で１，０００円分がちょっと違うんですけども、最終的に専決処分で５８０万６，０００円を不要額で落としたと、こういう内容になっております。

○議長（原中 政廣君） 次に、原田課長。

○社会教育課長（原田 紀昭君） 御質問にお答えします。

２８ページの１４款１項６目教育使用料の７節総合体育館使用料、８節グラウンドゴルフ場使用料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発出による利用停止等によるものでございます。特に総合体育館につきましては、県の新型コロナワクチン優先接種会場として使用されましたので、その分長く長期にわたって利用停止期間があったということでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時30分より再開します。暫時休憩。

午前11時13分休憩

午前11時29分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第10．承認第6号

○議長（原中 政廣君） 承認第6号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 承認第6号について御説明申し上げます。

議案書35ページをお願いします。本承認は、令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

予算書フォルダー②の資料になります。

補正予算書2ページをお願いいたします。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700万5,000円にするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1 款県支出金 1 項 1 目住宅新築資金等貸付事業県補助金 4 0 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、決定によるものです。

8 ページをお願いします。2 款事業収入 1 項 1 目住宅改修資金貸付金元利収入 4 万 8, 0 0 0 円の増額、1 項 2 目住宅新築資金貸付金元利収入 2 3 万円の増額、3 目宅地取得資金貸付金元利収入 1 3 万円の減額、9 ページ、2 項 1 目県住宅改修資金貸付金元利収入 1 2 万円の減額でお願いしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

1 0 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 4 1 8 万 3, 0 0 0 円の増額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） 課長、9 ページをね、1 万 2, 0 0 0 円を「1 2 万」って言った可能性がありますんで、そこを修正してください。訂正してください。

○税務課長（秦 俊一君） 申し訳ございません。先ほどの 9 ページの分で、ちょっと金額の報告を間違えていました。申し訳ございません。

2 項 1 目県住宅改修資金貸付金元利収入 1 万 2, 0 0 0 円の減額になります。申し訳ございませんでした。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号令和 3 年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第 1 1. 承認第 7 号

○議長（原中 政廣君） 承認第7号令和3年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書36ページ、承認第7号令和3年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル③令和3年度土地取得特別会計3月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1万7,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。令和3年度は財産の取得等がございませんでしたので、歳入の2款1項1目土地開発基金繰入金を1,050万円減額計上、8ページの歳出、2款1項1目公有財産取得事業費を1,050万円減額計上したものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。

お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号令和3年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第 12. 承認第 8 号

○議長（原中 政廣君） 承認第 8 号令和 3 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の 37 ページをお願いいたします。

承認第 8 号令和 3 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について御説明申し上げます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書のフォルダー④をお願いいたします。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 7,279 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 2,869 万円に定めたものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 341 万 9,000 円の増額は、見込みによるものでございます。

8 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目督促手数料 3 万 1,000 円の増額は、見込みによるものでございます。

9 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目災害臨時特別補助金 41 万 1,000 円の増額は、決定によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 1 億 7,427 万 8,000 円の減額は、見込みによるものでございます。

11 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 469 万 7,000 円の減額は、決定によるものでございます。

12 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目延滞金 232 万 4,000 円の増額は、見込みによるものでございます。

14 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は 1 億 4,293 万 8,000 円の減額、3 目一般被保険

者療養費 388 万 6,000 円の減額は、いずれも見込みによるものでございます。

15 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費 2,531 万 9,000 円の減額は、見込みによるものでございます。

16 ページをお願いいたします。2 款 4 項 1 目出産育児一時金 378 万円の減額は、見込みによるものでございます。

19 ページをお願いいたします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費 386 万 7,000 円の減額は、決定によるものでございます。

20 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、歳入と歳出の整理を行ったところ、歳入余剰の見込みが立ちましたので、700 万円を基金に積立てをしております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川でございます。私は、この 8 号議案に反対の立場から討論に参加いたします。

この議案書には、今期黒字として 700 万円出そうなので、その分を積立金に回すということですが。積立金は、既に 1 億 4,787 万 450 円もあります。高過ぎる国保税の負担軽減に回すべきだと思い、私は反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第 8 号を採決します。起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第 8 号令和 3 年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第 13. 承認第 9 号

○議長（原中 政廣君） 承認第 9 号令和 3 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の 38 ページをお願いいたします。

承認第 9 号令和 3 年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について御説明申し上げます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。予算書フォルダーの⑤をお願いいたします。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 237 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,046 万 4,000 円に定めるものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金 237 万 1,000 円の減額は、決定によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 237 万 1,000 円の減額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第 9 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第14．承認第10号

○議長（原中 政廣君） 承認第10号令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 承認第10号令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

議案書39ページをお開きください。提案理由は、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

予算書フォルダー内の⑥令和3年度桂川町水道事業会計3月専決予算書（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして水道事業費用を317万8,000円増額し、補正後の額を2億2,820万1,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費2,000円の増額は、給水管等修繕材料費、同じく、5目減価償却費88万3,000円の増額は、有形固定資産減価償却費、同じく、6目固定資産除却費114万7,000円の増額は、浄水場ポンプ棟の固定資産除却費の確定によるもの、同じく、2項営業外費用、2目消費税114万6,000円の増額は、申告納付消費税の決定によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は、御承認賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 補正予算説明書4ページ、質問いたします。

今、課長が説明されました内容のところで、6目資産——減耗費ですか。ここで、114万7,000円、固定資産除却費が上がっております。これは、今、説明では何か、ポンプ棟とかおっしゃいましたけれど、これはもう資産台帳から資産としてなくなるわけですね。

そしたら、次にですね、その下に営業外費用として、消費税が補正で114万6,000円上がっております。そして、補正後で1,381万8,000円になっておりますけれど。そしたら、この消費税1,381万8,000円っていう金額を納めるわけですね、国に。これは、いつ納めるんですか。もう納めたんですか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 申告納付の期限は、すみません。はっきりと覚えていないんですが、たしか7月ぐらいに納める予定だったと思います。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第15. 承認第11号

○議長（原中 政廣君） 承認第11号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書40ページ、承認第11号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年6月1日付で

専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内の⑦令和4年度一般会計6月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,122万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,474万8,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金6,122万9,000円の追加は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に対し、1世帯当たり現金10万円を給付する、国の住民税非課税世帯等臨時特別給付に係る事業費国庫補助金4,500万円及び事務費国庫補助金231万9,000円と、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり現金5万円を給付する、国の子育て世帯生活支援特別給付に係る事業費国庫補助金1,120万円及び事務費国庫補助金271万円の追加計上でございます。なお、独り親世帯で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、本町の場合、県から給付されます。

8ページをお開きください。歳出でございます。

3款1項13目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費4,731万9,000円の追加は、住民税非課税世帯等臨時特別給付に係る3節超過勤務手当から12節システム改修委託料までの事務費合計231万9,000円と給付金4,500万円の追加計上でございます。

次のページ、3款2項6目子育て世帯生活支援特別給付金給付費1,391万円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付に係る、1節短時間勤務会計年度任用職員報酬から12節システム改修委託料までの事務費合計271万円と給付金1,120万円の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、この金額のことについてお尋ねします。

社会福祉費国庫補助金として4,731万9,000円と児童福祉費国庫補助金として1,391万円計上されております。それで、最初の社会福祉のとは、非課税世帯の臨時給付金ということでもありますけれど、これを、金額を再度確認したいと思います。併せて、その下の児童に対する給付金ですか、これも金額を再確認したいと思います。教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

まず、住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては1世帯当たり10万円ですね。この子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、児童1人当たり5万円という給付になっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。

お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ちょうど12時になりましたが、このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） はい。

日程第16．議案第24号

○議長（原中 政廣君） それでは、議案第24号財産の処分ついてを議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書41ページをお開きください。議案第24号財産の処分について御説明いたします。

本議案の財産とは、桂川町が所有する土地でございます。

1、譲渡する土地の所在、地目及び面積でございますが、所在地は桂川町大字土師字コノマ1,117番23ほか1筆です。地目は雑種地です。譲渡しようとする面積は、5,484m²です。

2、譲渡金額は、3,290万4,000円です。

3、譲渡の目的、教育・保育施設建設用地と表記しておりますが、具体的には、私立吉隈保育園を新たに別の場所に新築するための用地を有償譲渡するものです。

4、譲渡の方法、随意契約でございます。

5、仮契約日は、令和4年5月30日に締結しております。

6、譲渡の相手方は、住所、福岡県飯塚市小正45番1、氏名、社会福祉法人明見会、理事長細川義朋です。

提案理由につきましては、桂川町が所有する土地の譲渡について、桂川町立吉隈保育所民営化に伴い、私立吉隈保育園の運営を行う社会福祉法人明見会に対し譲渡するものであり、相手方は町の政策目的を達成するための公共的団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものです。

よって、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

次の42ページをお開きください。参考資料1、譲渡する土地に関する内容です。

譲渡の目的については、桂川町立吉隈保育所の民間移管先である社会福祉法人明見会が運営する私立保育園園舎新築移転の建設用地のためでございます。

2の譲渡する土地の単価でございますが、不動産鑑定士に鑑定を依頼し、得た評価額を参考に決定し、1㎡当たり6,000円、坪単価約1万9,800円で算定し、譲渡金額3,290万4,000円で契約するものです。

3、譲渡の払下げ申請日を当者から令和4年1月26日に提出されております。その後、申請地に係る現況調査を行い、相手方へ町の契約条件を提示した後、4番の仮契約日の契約日の締結ですが、5月30日に仮契約を行っております。

なお、この契約が効力を発生するのは、本議案の議決を得たときでございます。

6、既存の吉隈保育園に係る土地建物についてでございますが、新たな保育園が建設移転後、1年以内に建物を解体撤去の上、町へ返還するものとなっております。

次の43ページには、位置図、次の44ページには、詳細図及び各筆の面積を表示しております。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） これ、議案24号は、桂川町の土地を明見会に譲渡するというもので、譲渡金額が3,290万4,000円ということでもありますけれど、この鑑定評価、先ほどおっしゃったみたいなんですけど、よく聞き取れませんでした。もう一度、おっしゃってください。

い。鑑定評価は、どこがなされたのでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 鑑定評価でございますけれども、桂川町のほうで4月1日に有限会社アセッツ鑑定、福岡市内の不動産鑑定士でございますけれども、このほうに依頼して、この6,000円の評価額の単価を得て、これに基づき、町のほうで決定をいたしております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 鑑定士にお願いした、その鑑定士っていうのは、名前とかはないんですかね。よく分からないんですけど。

桂川町の鑑定士っておっしゃいましたけれども、鑑定士か鑑定する会社かよく分からないんですけど。そこのところを答えていただきたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 会社ですけれども、有限会社アセッツ鑑定でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 民営化やむなしと意見を述べてきました。明見会が桂川に入るといことで、その経過もいろいろと話を聞いています。

その中で、吉隈保育園がちょっと狭いので、いずれ土地を別なところにしたいと、明見会のほうが言われていました。可能ならばと。できるだけ、そこで話として、町からの要望として、東校区にお願いできんかということがあったと思います。できるだけ。できんかったんやろうと思うし、今度選ばれた土地は、確かに寄り付きはいいと思っているんですが、問題は、その吉隈保育園の保護者は、これでいいと言われているのか。その意見は聞かれているのか。賛成、反対どうやったのか、あったのかどうか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 御質問にお答えいたします。

この移転先につきましては、まだ保護者等には説明をしておりません。今回、議会に上程しておりますので、議決いただきましたら、説明等になるかっていうふうに思っておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会期中、総務経済建設委員会に付託します。

日程第17. 議案第25号

○議長（原中 政廣君） 議案第25号動産（電子黒板）の買い入れについてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案第25号動産（電子黒板）の買い入れについて御説明申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。本議案は、町内の小中学校に電子黒板を整備するため、買入れ業者との物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について御説明申し上げます。

買入れ物品は、液晶一体型電子黒板38台でございます。

契約の相手方は、飯塚市徳前24番地2、株式会社玉置、代表取締役玉置一貴氏でございます。

契約の方法は、指名競争入札。

買入れ機器は、さつき株式会社製ミライタッチM65CE2S。

買入れ価格は1,462万5,820円うち消費税額132万9,620円。

履行期限は、契約の効力の発生の翌日から令和4年9月30日まででございます。

次のページを御覧ください。入札は、令和4年5月17日に行い、5月20日に仮契約を締結したものでございます。

氏名、業者名は、記載のとおりでございます。

参考資料として、47ページに電子黒板の仕様について、48ページに、購入する電子黒板をカタログより抜粋して掲載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第25号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第18．議案第26号

○議長（原中 政廣君） 議案第26号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書49ページをお願いいたします。議案第26号桂川町議会議

員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の50ページをお願いいたします。条例の改正内容について御説明申し上げます。

最近の物価変動等に鑑み、公職選挙法施行令が一部改正され、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に要する費用の限度額が一部引き上げられたことに伴い、公費負担限度額を改めるものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものでございます。

議案書の51ページから52ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、会期中、総務経済建設委員会に付託をいたします。

日程第19．議案第27号

○議長（原中 政廣君） 議案第27号令和4年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書53ページ、議案第27号令和4年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本議案は、令和4年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑧令和4年度一般会計6月補正予算書（第2号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,722万6,000円

に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

地域活性化事業債の起債限度額を3,790万円から4,440万円に変更を行うものでございます。

次に、9ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税2,831万9,000円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、10ページ、15款2項5目教育費国庫補助金217万5,000円の追加は、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費国庫補助金及び桂川中学校現3年生の修学旅行実施に係る要保護児童生徒援助費国庫補助金の追加計上でございます。

次に、11ページ、16款2項8目教育費県補助金28万円の追加は、市町村立学校学習指導員等配置事業費県補助金の追加計上。

次の12ページ、3項3目教育費県委託金120万円の追加は、小中学校における情報活用能力向上事業費県委託金の追加計上でございます。

次に、13ページ、17款2項1目不動産売払い収入3,290万4,000円の追加は、議案第24号関連の予算で、町有地購買収入の追加計上でございます。

次に、14ページ、21款4項2目雑入110万円の追加は、自治体情報システムの標準化・共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金の追加計上。

15ページ、22款1項1目総務債650万円の追加は、庁舎の高効率照明機器整備事業費の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16ページをお開きください。2款総務費1項1目一般管理費563万5,000円の追加は、福岡県介護保険広域連田川・桂川支部派遣の常時勤務会計年度職員の1名分及び産休代替の臨時的任用職員1名分の人件費の追加計上。

3目財政管理費3,290万4,000円の追加は、歳入側で触れました、町有地購買収入を全額、教育・保育施設整備費に積み立てるもの。

4目会計管理費16万円の追加は、指定金融機関の会計窓口業務の変更に伴う備品、納付依頼書記入用の記載台購入費の追加計上。

次の、17ページ、5目財産管理費726万2,000円の追加は、起債対象事業の取扱変更に伴う庁舎LED照明改修工事費の追加計上。

9目電算管理費110万円の追加は、地方公共団体情報システム機構を通じて国の100%補助で実施いたします、自治体情報システムの標準化・共通化に向けた、文字の標準化に係る文字

同定業務委託料の追加計上。

次の１８ページ、３項１目戸籍住民基本台帳費１６０万４,０００円の追加は、産休代替の臨時的任用職員１名分の人件費の追加計上でございます。

次に、１９ページ、３款民生費１項１３目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費１,５０９万７,０００円の追加は、令和３年度に受入れ超過となりました住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費国庫補助金の返還金を追加計上しております。

次に、２０ページ、４款衛生費２項１目清掃総務費１５４万１,０００円の追加は、短時間勤務会計年度任用職員１名分の追加計上でございます。

次に、２１ページ、５款労働費２項２目職業訓練費２万５,０００円の追加は、地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金の追加計上でございます。

次に、２２ページ、１０款教育費１項１目事務局費１２０万円の追加は、県からの委託を受け、小中学校が研究協力校として実施します、情報活用能力向上事業に係る消耗品費の追加計上。

次の２３ページ、２項桂川小学校費１８０万円の追加、次の２４ページ、３項桂川東小学校費９０万円の追加は、国庫補助を受けて実施します、新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業消耗品費、備品購入費、教育補助金の追加計上。

次の２５ページ、４項桂川中学校費３２５万円の追加は、両小学校同様の学校保健特別対策事業消耗品費、備品購入費、教育補助金と新型コロナウイルス感染症の影響により延期しておりました、桂川中学校の現３年生の修学旅行実施に伴う要保護・準要保護生徒に係る教育扶助費を経過計上しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第２７号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託します。

日程第２０．議案第２８号

○議長（原中 政廣君） 議案第２８号令和４年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の５４ページをお願いいたします。

議案第28号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

予算書フォルダーの⑨をお願いいたします。

補正予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,289万4,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金は、国民健康保険被保険者に対する新型コロナウイルス感染症傷病手当金の給付に伴う国からの財政支援措置として30万円の増額をお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金として30万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第21. 報告第1号

○議長（原中 政廣君） 報告第1号令和3年度桂川町継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書55ページ、報告第1号令和3年度桂川町継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙関係書類をもって御報告いたします。

次の56ページをお開きください。令和3年度桂川町継続費繰越計算書でございます。

8 款 4 項住宅費の町営住宅二反田団地第 2 期建設事業につきまして、令和 3 年度継続費予算現額 4 億 1,152 万 7,000 円から、令和 3 年度支出済額 3 億 6,531 万円を差し引きました残額 4,621 万 7,000 円を令和 4 年度に逓次繰越ししております。

なお、その財源内訳は、繰越金 1 万 7,000 円、地方債 4,620 万円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

報告第 1 号令和 3 年度桂川町継続費繰越計算書についてを終わります。

日程第 22. 報告第 2 号

○議長（原中 政廣君） 報告第 2 号令和 3 年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書 57 ページ、報告第 2 号令和 3 年度桂川町繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙関係書類をもって御報告いたします。

次の 58 ページをお開きください。令和 3 年度桂川町繰越明許費繰越計算書でございます。

2 款 1 項総務管理費の AD サーバー・ファイルサーバー機器更新事業及び 3 項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修事業転出転入ワンストップ化、3 款 1 項社会福祉費の住民非課税世帯等臨時特別給付金給付事業及び 2 項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、以上の 4 事業につきまして、繰越限度額合計 9,973 万 7,000 円のうち、9,973 万 6,343 円を令和 4 年度に明許繰越しております。

なお、その財源内訳は、国県支出金 9,495 万 1,343 円、一般財源が 478 万 5,000 円となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6 番 吉川紀代子君） 58 ページですかね。桂川町繰越明許費繰越計算書のところで、総務管理費で AD サーバー・ファイナルサーバー機器更新事業。なかなか聞き慣れない言葉が出てきております。この AD サーバー・ファイナルサーバーっていうの、簡単に分かりやすく説明

してください。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） こちらのほうは、電算システムを運用していく中の機種の一つでございます。令和3年度が入替えの年度になっておりましたけれども、御存じのとおり半導体不足で、品の調達ができませんでしたので、令和4年度に繰越明許をお願いしているものでございます。

令和4年度に繰越しをしましたが、システムの運用上は問題はありませんので、追加で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい、分かりません。

私は、この言葉ですね。言葉がよく分かんない。ADサーバー・ファイナルサーバー機器っていうのが、大体、どういうものかということを説明を求めます。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） パソコンを運用していくために必要な機種の一つでございます。

○議長（原中 政廣君） じゃあ、詳しくは、後ほど伝えてください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

報告第2号令和3年度桂川町繰越明許費繰越計算書について終わります。

_____・_____・_____

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。お疲れさまでした。

午後0時34分散会
